

学校施設開放に関する注意事項

学校開放については、近年、施設利用後の消灯、施錠忘れ、器物の破損、ゴミの散乱、利用時間を守らないなどのトラブルが多数見受けられます。特に施錠忘れは、施設の損壊だけでなく、盗難による情報流出で児童、生徒が犯罪に巻き込まれるといった影響も考えられます。学校施設を快適にご利用いただくため、また学校に通う児童生徒の安全を確保するために、利用団体の皆様におかれましては、以下の点について十分御理解をいただきますとともに、各学校からの指示に従い御利用いただくようお願いします。

1 登録できる団体の条件（次の全てに該当すること）

(1) 代表者…20歳以上の成人

(2) 小田原市内に在住・在勤・在学の方が10名以上で組織された団体

※公序良俗に反する団体（宗教団体、暴力団等）や営利目的等では、御利用いただくことができません。

2 登録対象開放校

(1) 体育館（屋内） 小田原市立の早川小学校を除く小中学校

(2) グラウンド（屋外） 豊川小学校・国府津小学校・白山中学校・酒匂中学校

3 利用時間について

(1) 平日 午後5時00分から午後9時30分まで

(2) 休日 午前9時00分から午後9時30分まで

※近隣住民の皆様方をはじめ、周辺に迷惑のかからないよう**午後9時30分までに必ず学校敷地から退出**してください。特に**夜間における屋外での談笑や大声を出すなどの行為は厳しく禁止**します。

4 体育館の使用について

(1) 光熱水費等の節減に御協力ください（ムダな照明点灯、必要以上の水道利用など）。

(2) 学校敷地内（体育館含む）で、煙草を含む火気等は絶対に使用しないでください。

5 備品などの取り扱いについて

(1) **体育館設備、備品等の破損が各学校で見られます。丁寧な使用をお願いするとともに、万一破損等があった場合は、速やかに各学校及びスポーツ課へ御報告ください。**

(2) 次の行為については、禁止ですので行わないでください。

①体育館でのフットサル等による足でボールをける行為、ソフトボール、軟式野球ボールでのキャッチボール及びバットによる素振り

②バスケットボールのダンクシュート

③ボールを壁にぶつける行為

④防球ネットへの負荷（寄りかかる、引っ張るなど）

(3) 損害賠償について

利用中に故意または過失により学校の施設及び備品等を損傷又は滅失した場合において、原状回復できないときは、弁償していただくことがあります。

6 駐車場について

(1) 各学校の駐車スペースには限りがあります。乗り合わせをするなど駐車場の確保に御協力をお願いします。

(2) 学校が指定する場所以外への駐車や施設利用と関係ない時間帯の駐車はやめてください。

7 不審者、イタズラへの注意について

- (1) 施錠確認の際、校舎及び体育館周辺の安全確認を行っていただくとともに、不審者を見かけた際は、警察へ通報するなど学校の安全管理にも御協力ください。
- (2) 安全確保等のため、出入りごとに門扉を閉めてください。

8 児童・生徒の安全対策について

児童・生徒が夜間利用した際には、保護者、団体責任者等が責任を持って帰り道に付き添うなど、安全対策に御協力ください。

9 学校施設開放日誌の記入について

- (1) **施設利用後、備え付けの「学校施設開放日誌・新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート」の御記入を必ずお願いします。**
- (2) 御記入いただく項目につきましては、次のとおりお願いします。
 - ①団体名・種目
屋外種目（サッカー、ソフトボール等）のトレーニング等で体育館を利用する場合の「種目」欄は、「トレーニング」と記入してください。
 - ②各チェック項目
 - ③利用者全員の氏名
 - ④利用者（送迎のみの保護者は除く）の人数

10 その他

- (1) **学校施設開放は、関係規則に基づき、学校教育上支障のない範囲内で開放しています。各学校で行事等が入った場合は、速やかに利用を中止してください。**
- (2) **学校施設の改修等で利用ができなくなる場合がありますので御了承ください。**
- (3) 本注意事項について守られない団体等については、登録の取消をする場合があります。

事務担当 文化部スポーツ課管理係
電話 0465-38-1148